

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和8年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 2.1 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 25.9 億円

(単位:千円)

事業名		令和8年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	59,801	4,466	0	4,847	6,784	43,704
	障害者福祉事業	608,597	427,235	0	3,210	23,937	154,215
	児童福祉事業	650,273	422,998	0	30,707	26,412	170,156
	母子福祉事業	29,033	10,601	0	1,037	2,337	15,058
	小 計	1,347,704	865,300	0	39,801	59,470	383,133
社会保険	国民健康保険事業	150,204	65,886	0	0	11,329	72,989
	後期高齢者医療事業	278,588	54,294	0	0	30,137	194,157
	介護保険事業	282,474	17,468	0	0	35,607	229,399
	小 計	711,266	137,648	0	0	77,073	496,545
保健衛生	疾病予防対策事業	81,632	4,049	0	1,909	10,168	65,506
	病院事業	448,713	0	14,900	0	58,289	375,524
	小 計	530,345	4,049	14,900	1,909	68,457	441,030
合 計		2,589,315	1,006,997	14,900	41,710	205,000	1,320,708